

# 入院患者面会規定

## 1. 目的

当院では、入院中の患者さんご家族等と面会することが、患者さんの療養生活の質の向上、尊厳の保持に資するのみならず、円満な退院支援を行うにも重要であることから、当院における面会の基本事項を定める。

## 2. 面会基準

面会を希望する場合は以下の基準を遵守する

面会時間 14:00~18:00 (受付終了 17:30)

滞在時間 患者さんの療養上の負担を考慮し1回につき30分程度とする

面会人数 1回につき2名までとする

院内感染防止及び療養環境保持のため面会は中学生以上とする

面会の際は必ずサージカルマスクを着用する

面会の可否は、以下の事情を踏まえて判断している。

- ・ 患者さんご本人の状態
- ・ 院内および地域の感染状況
- ・ 他の患者さんの療養環境への配慮

## 3. 衛生管理・禁止事項

病棟内の飲食は禁止する

衛生管理上の理由から 生もの 生花の病棟内への持ち込みを禁止する

## 4. やむを得ない制限を行う場合の要件

次の場合に限り、患者さんの安全確保を目的として、一時的に面会制限を行うことがある。

事由	内容
感染症の流行	院内または地域で感染症の流行が確認された場合 (例：インフルエンザ定点観測で警報基準を超過した場合)
公的機関の要請	保健所等の公的機関からの要請がある場合
医学的必要性	患者さんの病状により、医学的に必要と判断される場合

※ 業務上の都合や慣例のみを理由とした制限は行わない。

## 5. 緊急時などの対応

- ・ 制限は必要最小限の内容と期間に限定します
- ・ 制限には必ず見直し時期を設定します
- ・ 状況を定期的に確認し、改善が認められた場合には速やかに解除します
- ・ 感染症警報が解除された場合には、原則として面会制限も解除します

## 6. 判断体制と責任の明確化

面会制限の実施については、組織として判断します。

ICT・感染対策委員会  
状況を確認・協議

病院長  
最終的に判断・決裁

議事録  
判断内容・根拠・制限期間・  
見直し時期を記載

病棟や個々の職員の判断のみで、恒常的な面会制限を行うことはありません。

## 7. 制限時の代替手段と個別配慮

制限を行う場合でも、可能な代替手段を検討します。

- ・ オンライン面会（ビデオ通話等）
- ・ 条件付き・時間限定の面会

特に以下の場合には、個別の事情を踏まえ柔軟に対応します。

- ・ 看取り期
- ・ 治療・退院に関する重要な説明時
- ・ 小児や特別な配慮を要する患者さん

## 8. 記録と情報公開について

面会制限に関する判断は記録として保存しています。必要に応じ、個人情報等に配慮したうえで、判断の根拠・内容を患者さん・ご家族に説明いたします。

これは判断の透明性を確保し、患者さん・ご家族への説明責任を果たすためのものです。

2026年6月 福田記念病院